

# 令和 6 年度 羽曳野市会計年度任用職員(心理相談員) 募集要領

## ○職種・区分・受験資格・採用予定人数

| 職種             | 区分     | 受験資格  | 採用予定人数 |
|----------------|--------|---|--------|
| 心理相談員<br>(月給払) | 特定業務職員 | ※次の①かつ②の要件を満たすこと。<br>①心理学の専門課程を修了したこと<br>(公認心理師の資格があれば尚可)<br>②発達検査 (K式、WISC等) ができる人 | 1名     |

※資格、免許その他の条件を満たさなかった人は、この試験において得た一切の資格を失います。

※人数は予定であり、受験者の成績により変動します。

※地方公務員法第 16 条 (欠格事項) に該当する方は応募できません。

### 1 選考

- (1) 方法 書類選考、面接試験
- (2) 日時 申し込み受付時に本人と相談のうえ決定します。
- (3) 場所 羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号 羽曳野市役所こども家庭支援課 (本館 1 階⑥番窓口)

### 2 合否の決定・発表

合否にかかわらず受験者全員に通知します。

### 3 受験申込受付

- (1) 受付期間 令和 6 年 2 月 21 日 (水) より受付 (※合格者が採用予定人数に達し次第終了)  
 ※土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
- (2) 受付場所 羽曳野市役所こども家庭支援課 (本館 1 階⑥番窓口)
- (3) 提出書類等

|      |  |
|------|--|
| 提出書類 | ①会計年度任用職員採用試験申込書(※署名、写真貼付のこと)<br>②資格認定書の写し (原本をお持ちください)                                    |
| 注意事項 | ○写真は、正面上半身、脱帽、無背景、縦 4cm×横 3cm の 3 か月以内に撮影したもので裏面に住所、氏名を記入したもの貼付のこと。<br>○書類に不備がある場合は受領しません。 |

### 4 報酬・勤務条件等

- (1) 任用期間 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日  
 ただし、勤務成績が良好でかつ採用予定がある場合は、再度の採用をすることがあります。  
 再度の採用に係る年齢の上限は、67 歳に達する年度の 3 月 31 日までです。
- (2) 報酬

| 報酬   | 期末手当 | 費用弁償 | 健康保険 | 厚生年金 | 雇用保険 | 退職手当 |
|--|------|------|------|------|------|------|
| 月給 225,286 円<br>※月給 233,682 円<br>(※公認心理師の資格有の場合) | 有    | 有    | 有    | 有    | 有    | 無    |

- (3) 勤務時間等 ①勤務日：週 5 日 ※勤務日数相談可  
 ②勤務時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分の間で 1 日の勤務時間は 7 時間
- (4) 勤務場所 羽曳野市役所こども家庭支援課 家庭児童相談担当
- (5) 業務内容 18 歳未満の子どもの発達や養育に関する相談、子どもの発達検査、プレイセラピー等の実施、要保護児童等に関する相談や支援など
- (6) 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始
- (7) 休暇 年次有給休暇 (1 年度 10 日間) 特別休暇 (結婚、忌引等)
- (8) 公務災害 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償

問い合わせ先

羽曳野市こどもえがお部こども家庭支援課

☎ 072-947-3888 (直通)